

## 第7 盛岡市在宅難病患者支援事業推進協議会

### 盛岡市在宅難病患者支援事業推進協議会設置要綱

#### (設 置)

第1 在宅の難病患者の療養生活をきめ細かに支援するため、地域の医療機関並びに保健、福祉及び医療の関係機関と連携をし、在宅の難病患者の支援体制の確立を図ることを目的に、「盛岡市在宅難病患者支援事業推進協議会」（以下「協議会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 在宅療養支援計画策定及び評価に関すること。
- (2) サービス提供機関への要請に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

#### (組 織)

第3 協議会は、委員20人以内をもって構成し、委員は次に掲げる者のうちから保健所長が委嘱する。

- (1) 盛岡市医師会会員
- (2) 医療機関関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (招 集)

第5 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

#### (意見の聴取)

第6 会長が必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (小委員会)

第7 協議会の所掌事務を検討するため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員のうちから会長が指名する者のか、会長が必要と認めた者をもって構成する。

#### (庶 務)

第8 協議会の庶務は、保健所保健予防課において処理する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 盛岡市在宅難病患者支援事業推進協議会委員名簿

(任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日)

構成団体	役 職	氏 名	備考
盛岡市医師会	理 事	長 澤 茂	
盛岡市歯科医師会	理 事	小笠原 洋 人	
いわてリハビリテーションセンター	センター長	大 井 清 文	
岩手医科大学附属病院	内科学講座 消化器・肝臓内科分野 准教授	千 葉 俊 美	
岩手医科大学附属病院	内科学講座 心血管・腎・内分泌内科分野 助教	安孫子 明 彦	
岩手県立中央病院	医療情報管理企画部長兼 血液内科長	和 野 雅 治	
岩手県立中央病院	医療研修部次長兼 神経内科長	高 橋 弘 明	
須藤内科クリニック	院 長	須 藤 守 夫	
二宮内科クリニック	副院長	二 宮 由香里	
岩手医科大学附属病院	看護師長	佐 藤 真結美	
岩手医科大学附属病院	難病医療専門員	熊 谷 佳保里	
岩手県看護協会立盛岡訪問看護ステーション	所長	齋 ひとみ	
盛岡地区介護支援専門員協議会	副会長	佐 藤 幸 男	
岩手県理学療法士会	事務局長	及 川 龍 彦	
岩手県難病・疾病団体連絡協議会	副代表理事	矢羽々 京 子	
岩手県医療機器販売業協会	副会長	水 野 恵 一	